

嶺南鉄道整備促進基金の設置及び管理に関する条例

平成 9 年 7 月 1 日

条 例 第 1 9 号

改正 令和 2 年 4 月 1 日条例第1号

(設置)

第 1 条 嶺南地域の鉄道をはじめとする公共交通等の整備を促進し、利便性の向上や地域の振興と活性化を図るため、嶺南鉄道整備促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる益金は、一般歳入歳出予算に計上して嶺南地域の鉄道をはじめとする公共交通等の整備を促進し、利便性の向上や地域の振興を図るための費用に充て又はこの基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 管理者は、嶺南地域の鉄道をはじめとする公共交通等の整備を促進し、利便性の向上や地域の振興を図るため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。